



〈目次〉	
国保に加入している学生の保護者へ	1
空き家の後片付けや改修、解体費用の補助	2
乳幼児のいる世帯 ゴミ袋無料配付	4
オムツを使用している高齢者等 ゴミ袋無料配付	4
息子などをかたる不審電話に注意	5
町営バス計呂地・中湧別線 さざ波まで延長	5
新入学（園）期の交通安全運動	6
農業用水路に近寄らないでください	6
土地・家屋の価格等縦覧帳簿	7
4月の当番病院	7
山菜採りの事故やヒグマの遭遇に注意を	8
山火事予防にご協力ください	8
猟銃所持許可初心者講習会	9
機動職業訓練生（ビジネス経理販売科）募集	9
牛に係る家畜人工授精に関する講習会等	10
春の農作業安全確認運動	10
農業振興地域整備計画 変更申請受付	11
障がい者・障がい児 出張相談窓口	12
道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談	12
交通事故相談所	13
北見年金事務所 出張相談所開設	14
4月子育て支援センター予定表	15
水道・下水道料金の高齢者料金	16
チューリップ生きがい大学 学生募集	16

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、掲載している行事等を中止または内容変更することがあります。

国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ

⑧健康こども課 医療G 5-3765

国民健康保険は、住民票がある市町村で加入することが原則ですが、加入者が学校に行くために町外に転出する場合、届け出により本町が交付した保険証（マル学）を使用することができます。次のいずれかに該当する方は、忘れずに手続きをお願いします。

【必要なもの】

このような場合	手続きに必要なもの
4月から学校等に行くために子どもが他の市町村に転出する（住民票を居住地に移す）とき	<ul style="list-style-type: none"> ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、学校に通うことが証明できるもの ●国保の保険証
マル学を持っている方が学校を卒業し、職場の健康保険または住所地の国保に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険資格取得証明書または新しい健康保険証 ●国保の保険証
休学や中退、他の学校へ進学するなど、就学年限に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ●休学・中退することが分かるもの ●入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど、新しい学校に進学することが分かるもの ●国保の保険証

【手続き場所】 ⑧健康こども課、⑨住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

空き家の後片付けや改修、解体費用の補助を行います

④企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、空き家等相続手続きや残置物処分、空き家を賃貸用にするための改修工事、不用な空き家の処分を支援するため、次のとおり補助を行います。ぜひご活用ください。

(1) 空き家流通促進事業

空き家の相続登記の手続きと、日用品や家財道具、家電など残置物の処分を支援するため、それらにかかる費用の一部を補助する制度です。1、2は同時に申請することができます。

	対象となる費用	補助額
1	相続登記の手続きに係る司法書士等への報酬や公的書類の取得費用、登録免許税	1/2以内、1戸につき最大5万円
2	残置物等の分別・収集・運搬・処分費用、一般家電製品の収集運搬・リサイクル料金、空き家内部の清掃費用	1/2以内、1戸につき最大10万円

【対象の建物】 次の①と②どちらにも該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②6カ月以上使用されていない（居住者がいない）空き家

【対象者】 次の①～④すべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家を所有している個人、または相続しようとする個人
- ②町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方
- ③町の空き家バンクに空き家を登録している、または登録する方
- ④暴力団員ではない方



町ホームページ

【申請期間】 4月3日（月）～令和6年1月31日（水）

(2) 空き家賃貸住宅化支援事業

空き家を賃貸住宅へ転用するための改修等を支援するため、空き家取得や改修工事の費用の一部を補助する制度です。令和7年度までの制度です。

	対象となる費用	補助額
3	空き家を賃貸住宅として活用するための、空き家の取得費用、改修工事費用 ただし改修工事後は、台所と水洗トイレ、浴室を備え、浄化槽または公共下水道に接続されていること	1/4以内、1戸につき最大100万円 ※町外業者による施工や、空き家の取得のみの場合は、最大50万円

【対象の建物】 次の①と②どちらにも該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②6カ月以上使用されていない（居住者がいない）空き家

対象外 もともと賃貸住宅として管理されていた住宅

【対象者】 次の①～⑤すべてに該当する方が対象となります。

- ①空き家を所有している方、または所有しようとする方（個人または法人）
- ②町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方
- ③暴力団員ではない方
- ④宗教法人ではない方
- ⑤空き家を10年以上賃貸住宅として貸し出し、管理できる方

対象外 整備した賃貸住宅を2親等以内の親族に貸し出す方



町ホームページ

【申請期間】 4月3日（月）～令和6年1月31日（水）

（3）空き家除却支援事業

将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を支援するため、除却費用の一部を補助する制度です。令和7年度までの制度です。

※令和2～4年度に実施した「空き家除却推進事業」とは別の制度です。

	対象となる費用	補助額
4	不良住宅（国の基準による）と認められる空き家とその付属物の除却費用	個人：4/5以内、最大100万円 法人：1/2以内、最大100万円
5	跡地を自治会などに無償で貸し出し、地域のために利用するための、空き家とその付属物の除却費用	
6	空き家とその付属物の除却費用で、4、5どちらにも当てはまらないもの	個人：1/2以内、最大50万円 法人：1/4以内、最大30万円

【対象の建物】 次の①～④すべてに該当する建物が対象となります。

- ①町内に所在している一戸建ての居住用建物
- ②今後1年以上使用されない（見込みを含む）建物
- ③公共事業等による移転、建て替え等の補償の対象となっていない建物
- ④所有権以外の権利が設定されておらず、権利者から除却の同意を得ている建物

【対象の工事】 町内の解体工事業者が施工し、空き家のある一団の土地を更地にする工事。

対象外 所有者等が住宅を建築するための除却工事

【対象者】 次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ①除却しようとする空き家の所有者等（個人または法人）
- ②跡地を適切に管理し、売却や賃貸、住宅以外の建築物等の建築など有効に活用できる方（借地の場合は関係ありません）
- ③町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方



町ホームページ

【申請期間】 4月3日（月）～5月31日（水）

共通事項

- 事業着手後の申請は認められません。事前の申請・審査が必要となります。
- 補助の決定は、(1)(2)は受け付け順、(3)は建物の不良度が高い順に行います。そのため、予算額に達した場合は補助できませんので、ご了承ください。

乳幼児のいる世帯にゴミ袋を無料配付しています

㊦健康こども課 児童支援G 5-3765

子育て世代を応援するため、乳幼児を対象に町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】町内に住所を有し、満3歳に達する誕生月の前月までの（令和2年5月以降に生まれた）乳幼児の保護者
- 【内容】対象乳幼児1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付開始】4月3日（月）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】運転免許証など、身分を確認できるものを申請場所まで持参してください。
- 【申請場所】㊦健康こども課、㊧住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）
- 【その他】申請が遅れると受給枚数が減る場合があります。

オムツを使用している高齢者等にゴミ袋を無料配付しています

㊦福祉課 高齢介護G 5-3761

オムツを使用している高齢者・要介護者・障がい者（児）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。年度ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】オムツを使用している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。
 - ①満75歳以上の方
 - ②介護保険法に規定する要介護状態区分「要介護1～要介護5」の方
 - ③障害者総合支援法に基づく障がい者または障がい児**対象外**入院中の方や施設入所中の方
- 【内容】対象者1人につき、燃やすゴミ用15リットル袋を1カ月あたり5枚お渡しします。ただし、申請した月からの分を当該年度分まとめてお渡しします。
- 【受付期間】4月3日（月）～ ※3月中に申請することはできません。
- 【申請方法】次のものを申請場所まで持参してください。なお、対象者のご家族など代理の方が申請することもできます。
 - 後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳など、対象者であることが証明できるもの。
 - オムツを購入した際の領収書など、オムツを使用していることが証明できるもの。
- 【申請場所】㊦福祉課、㊧住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JAゆうべつ町芭露支所内）

息子などをかたる不審電話にご注意を！

①住民税務課 住民生活G 2-5863

最近、息子などをかたり「これから自宅に行く」、「俺だけど、今から行く」といった内容の不審電話が、2月以降、道内で多数確認されています。

不審電話の目的は現時点では不明ですが、特殊詐欺、窃盗、強盗につながるおそれがあります。不審な電話を受けたときは、警察相談電話（Tel#9110）に相談してください。

また、在宅時でも戸締りを徹底し、訪問者に対しては、ドアを開ける前に必ずドアスコープやインターフォンで相手を確認してください。不審であればすぐに110番通報してください。

【問い合わせ先】安心の街づくり協議会（事務局：①住民税務課） Tel 2-5863

町営バス「計呂地・中湧別線」をさざ波まで延長します

①住民税務課 住民生活G 2-5863

町営バスの効率的な運行のため、4月1日（日）より「計呂地・中湧別線」の一部の便を文化センターさざ波まで延長します。

ただし、この区間は予約運行となりますので、2日前までに電話予約をお願いします。

便名	往路（湧別→中湧別→計呂地）		復路（計呂地→中湧別→湧別）	
	さざ波（予約）	中湧別 TOM	中湧別 TOM	さざ波（予約）
1便（予約）	—	—	午前 7時15分	午前 7時23分
2便	—	—	8時14分	8時22分
3便	午前 8時57分	午前 9時05分	10時50分	10時58分
4便	午後 0時22分	午後 0時30分	午後 2時10分	—
5便	—	2時15分	4時07分	午後 4時15分
6便	4時52分	5時00分	6時40分	6時48分
7便（予約）	7時37分	7時45分	—	—

【予約先】指定管理者 代表：湧別小型運送(株) Tel 5-2046
受付時間は、月～土曜日の午前9時～午後4時です。

4月9日（日）は北海道知事・北海道議会議員選挙の投開票日です

【投票日・投票時間】4月9日（日）午前7時～午後6時

【期日前投票期間】知事：3月24日（金）～4月8日（土）

道議：4月 1日（土）～ 8日（土）

【期日前投票場所・期間】上湧別コミュニティセンター：3月24日（金）～4月8日（土）

役場湧別庁舎：4月 1日（土）～ 8日（土）



詳しくは町ホームページをご覧ください

新入学(園)期の交通安全運動を実施します

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

新入学(園)期の交通安全運動が4月6日(木)から14日(金)まで実施されます。

子どもを見かけた時は、その動きに十分に注意し、徐行するなど危険を予測した安全で思いやりのある運転を心がけ、スクールゾーンの交通規制を守りましょう。

また、道路で遊んでいたり、飛び出しなどの危険な行動をしたりしている子どもを見かけたら、正しい交通ルールやマナーを教え、大人が自らお手本となるような安全行動を心がけましょう。

【運動の重点】新入学(園)児童・園児の交通事故防止

農業用水路に近寄らないでください！！

㊦農政課 農政G 2-5861

春を迎え、農作業が本格化してきました。

南兵村一区から北兵村一区の中土場川に通じる農業用水路および湧別川堤防沿いにある排水路は、国の財産であり町が管理を委託されている施設です。この水路は、農作業が終わる10月上旬まで通水していますが、コンクリートで整備されているため水の流れが速く、子どもにはとても危険です。

保護者の皆さまには、お子さんへ「水路には絶対に近寄らない」ように、ご指導いただきますようお願いいたします。保護者以外の方々も、農業用水路で遊ぶ子どもを見かけたときは、事故を防ぐため一言ご注意くださいようご協力をお願いいたします。



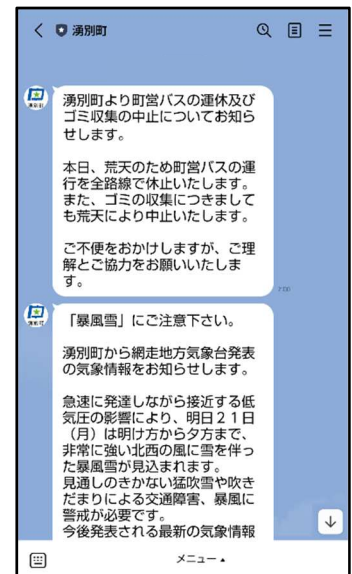
防災情報をLINEやメールでお知らせしています！

町では、大雨・暴風雪や洪水警報などの気象情報、地震情報が発表されたときに、無料通話サービス「LINE」やメール配信システム「サポートメール@防災ゆうべつ」ですぐにお知らせしています。登録は24時間いつでも可能で、登録は無料です。

【LINE】左記の二次元
QRコードから友だち登録
してください。



【メール】下記のアドレスに空メール
を送ると登録用のメールが届きますので、手順に従って登録してください。
<tourouku@i.town.yubetsu.lg.jp>



土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることができます

㊦ 住民税務課 税務G 2-5863

固定資産税の納税者が所有している土地や家屋の評価額が、ほかの評価額と比較して適正かどうかを判断できるように、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

【縦覧場所】 ㊦ 住民税務課

【縦覧期間】 4月3日（月）～5月31日（水）（土・日曜日、祝日を除く）

【縦覧時間】 午前8時30分～午後5時15分

【縦覧できる方】 土地：土地に対して課する固定資産税の納税者

家屋：家屋に対して課する固定資産税の納税者

【記載内容】 土地：所在、地番、地目、地積、評価額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

【注 意】 ● 将来購入予定の特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、縦覧制度の趣旨を逸脱することが明らかな縦覧はできません。

● 縦覧帳簿のコピー・写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。

4月の当番病院のお知らせ

㊦ 健康こども課 健康相談G 5-3765

月 日	内科当番	外科当番
4月 2日（日）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	
4月 9日（日）	みずしま内科クリニック (0158-42-3214)	曾我病院 (2-2001)
4月16日（日）	瀧本皮膚科クリニック (0158-42-8048)	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)
4月23日（日）	コスモクリニック (0158-42-2700)	遠軽共立病院 (0158-42-5215)
4月29日（祝）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	
4月30日（日）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	

山菜採りに伴う事故やヒグマとの遭遇にご注意ください

水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けが進み、山菜採りやレジャー、釣りなどのシーズンがやってきます。しかし、ヒグマも冬眠から覚め、エサを求め活発に行動することが予測されます。山へ入られる方は、次のことに注意してください。

【春のヒグマ注意特別期間】 4月1日（土）～5月31日（水）

【山菜採りの心構え5カ条】

- ①行き先を必ず家族等に知らせておきましょう。
- ②単独での入山はやめましょう。
- ③赤やオレンジ等の目立つ服を着るようにしましょう。
- ④通信手段（携帯電話、無線機等）や笛、鈴、ラジオ、非常食、懐中電灯、ナタ等を携行しましょう（熊撃退スプレーがあれば、なお良い）。
- ⑤迷っても落ち着いて行動しましょう。

【ヒグマと出会わないために】

- 「車が近くにあるから、大丈夫」ではなく、鈴や笛、ラジオ等（人工音）を鳴らし、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう。
- 早朝や夕暮れ時はヒグマが活発に行動するので入山は避けましょう。
- ヒグマのフンや足跡、食べ跡、爪跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。

【ヒグマ出没状況】

町民の皆さまから寄せられた情報や、町職員が発見した情報を随時町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/life/detail.html?content=484>）に掲載しています。ヒグマの姿や足跡等を発見した場合は水産林務課へご連絡ください。



町ホームページ
ヒグマ出没情報

山火事予防にご協力ください

水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けとともに異常乾燥が続き、山火事が最も発生しやすい時期を迎えます。

林野火災の発生原因で最も多いのは、ゴミ焼きによる出火で、月別出火件数では4月が最も多くなっています。

山菜採りや山林内で仕事をされる方は火気の取り扱いに十分注意し、入林の際には所有者の了解を得てください。

山火事を発見した場合は直ちに消防署（TEL 119）、水産林務課（TEL 5-3763）に通報をお願いいたします。

【林野火災危険期間】 6月ごろまで

【林野火災予防強調期間（無煙期間）】 4月10日（月）～5月20日（土）

猟銃所持許可初心者講習会を開催します

㊟水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

- 【日 程】 5月20日（土）午前9時30分
- 【開催場所】 北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）
- 【申込方法】 5月10日（水）までに、北海道警察北見方面本部（TEL0157-24-0110）または遠軽警察署（TEL0158-42-0110）へお申し込みください。
- 【補助制度】 猟銃所持許可や狩猟免許の取得にかかる費用に対し、2分の1の額（上限あり）を補助しています。ただし、条件がありますので、詳しくは㊟水産林務課までお問い合わせください。

機動職業訓練生(ビジネス経理販売科)を募集しています

㊟商工観光課 商工観光G 2-5866

再就職の支援を目的とした機動職業訓練生を募集しています。

- 【訓練期間】 6月7日（水）～10月6日（金）（土・日曜日、祝日は休み）
- 【訓練時間】 午前9時～午後3時40分（1日6時間または5時間、合計430時間）
- 【場 所】 遠紋地域人材開発センター（遠軽町岩見通北10丁目1-4）
- 【対象者】 一般求職者
- 【受講料】 無料
※テキスト代は3級の場合15,000円程度、各種3級の検定を受験した場合は、18,000円程度の実費負担となります。
- 【定 員】 15人 ※定員に満たない場合は中止となることがあります。
- 【訓練目標】 ワープロや表計算ソフト等のパソコン操作および簿記による経理事務を学ぶとともに、販売士についての知識・技能を習得し、さらにインターネットに関する知識やプレゼンテーション技法、ビジネスマナーを身に付け、就職促進を図ります。
- 【取得可能な資格】 中央職業能力開発協会主催 2級・3級ワープロ技士、2級・3級表計算技士、日商販売士3級、日商簿記3級
- 【受付期間】 4月3日（月）～5月16日（火）
- 【申込方法】 北見公共職業安定所遠軽出張所に入学願書、健康の自己申告書を提出してください。
- 【問い合わせ先】 ●北見公共職業安定所 遠軽出張所 TEL0158-42-2779
●北見高等技術専門学院 能力開発総合センター TEL0157-33-4436
●遠紋地域人材開発センター運営協会 TEL0158-42-4037

牛に係る家畜人工授精に関する講習会等を開催します

Ⓐ農政課 農政G 2-5861

牛に係る家畜体内受精卵移植の資格を取得するための講習会・修業試験が次のとおり開催されます。

- 【日 程】講習会：8月21日（月）～9月6日（水）（日曜日を除く15日間）
修業試験：9月6日（水）
- 【場 所】（一社）ジェネティクス北海道 十勝北見事業所内 繁殖技術研修センター
（上川郡清水町字御影南2線73番10）
- 【受講料】10万円
- 【申込方法】7月10日（月）までに、開催要領をご覧のうえ下記申込先までお申し込みください。開催要領および受講願書は（一社）ジェネティクス北海道のホームページ（<https://www.genetics-hokkaido.ne.jp/wp5/content/r5-et-koshu/>）およびⒶ農政課に備えています。
- 【問い合わせ先】（一社）ジェネティクス北海道 生産技術部 TEL011-242-9644
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1 北農ビル

春の農作業安全確認運動が実施されています

Ⓐ農政課 農政G 2-5861

春の農作業時期を迎え、農作業機械等による事故の発生が懸念されることから、農作業安全確認運動が5月まで実施されています。農作業中の事故を未然に防ぐため、常に周囲の状況を確認する習慣や、機械の点検・整備をする習慣をつけましょう。

- 【重点推進テーマ】徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策
- 【事故防止対策】●ほ場周辺の危険箇所の確認や、危険箇所での減速、迂回などの回避行動を実践しましょう。
- 道路端や曲がり角の草刈りや路肩の補強など、危険箇所の改善を行いましょう。
- 【被害軽減対策】●シートベルトとヘルメットを着用しましょう。
- 安全フレーム付きトラクターを利用しましょう。

住まいの情報バンクに登録する「空き家」「空き地」を募集しています

町では、町内の「空き家」「空き地」の物件情報を町ホームページや移住者向けの雑誌などに掲載し、売却・賃貸を希望する物件所有者と、購入・賃貸の利用希望者を繋げる「住まいの情報バンク」を実施しています。制度の利用は無料ですので、ぜひご活用ください。



【問い合わせ先】Ⓐ企画財政課未来づくりG TEL2-5862

農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けています

⊕農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の①～③の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。該当する土地がある場合は期間内に申請してください。

①農用地区域への編入

土地改良事業に伴い農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場等を建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手等の農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路等）に支障がないこと。
- 土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

【受付期限】 4月21日（金）

【必要書類】 ●農業振興地域の整備計画変更申請書（⊕農政課に備えてあります。）

●事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料

●変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など

●変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）

※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

【手続きにかかる期間】 手続きに要する期間は6カ月程度と見込まれます。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間を要する場合があります。

障がい者・障がい児に関する出張相談窓口を開設します

☎福祉課 福祉G 5-3761

障がい者・障がい児の相談支援窓口として「相談支援事業所 暮らしネットLink」と「相談支援室 ま～ぶる」が次のとおり出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

【開設場所】 保健福祉センター内（栄町）

【日程等】

開設月	相談支援事業所 暮らしネットLink		相談支援室 ま～ぶる	
	開設日	開設時間	開設日	開設時間
令和5年 4月	3日（月）	午前9時30分 ～ 午後3時	27日（木）	午前10時 ～ 午後3時
5月	1日（月）		18日（木）	
6月	5日（月）		15日（木）	
7月	10日（月）		20日（木）	
8月	7日（月）		17日（木）	
9月	4日（月）		21日（木）	
10月	4日（水）		19日（木）	
11月	6日（月）		16日（木）	
12月	4日（月）		21日（木）	
令和6年 1月	9日（火）		18日（木）	
2月	5日（月）		15日（木）	
3月	4日（月）		21日（木）	

道立心身障害者総合相談所 一般巡回相談を実施します

☎福祉課 福祉G 5-3761

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。

- 【相談対象者】 ● 18歳以上の身体障害者で、電動車いす等の直接判定を必要とする補装具の交付を希望される方
- 18歳以上の知的障害者で、療育手帳の新規または再判定を希望される方
- その他の専門的判定を必要とする方

【日程等】

実施日	実施場所（予定）
令和5年 5月16日（火）、17日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
7月 4日（火）、5日（水）	網走市エコーセンター（網走市北2条西3丁目）
7月 6日（木）	紋別市総合福祉センター（紋別市幸町7丁目1番10号）
10月17日（火）、18日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）
令和6年 1月16日（火）	網走市エコーセンター（網走市北2条西3丁目）
1月17日（水）	北見市総合福祉会館（北見市寿町3丁目4番1号）

北海道交通事故相談所をご利用ください

☎ 住民税務課 住民生活G 2-5863

北海道では、交通事故相談所を設置して専門の相談員が無料で相談に応じています。

- 交通事故に遭ったが、どうしたらよいか分からない。
- 損害賠償の額が適正かどうか知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか？
- 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

◆巡回相談

事前予約制です。希望日の3開庁日前の正午までに下記まで電話でお申し込みください。予約が無い場合は中止となります。

予約先：北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 TEL 0152-41-0627

閉庁日：土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

会場	北見交通安全研修センター (北見市青葉町5番16号)	オホーツク総合振興局 交通事故相談所 (網走市北7条西3丁目)	紋別市役所 (紋別市幸町2丁目)
相談時間	午後1時30分～4時30分	午前9時～午後1時	午前9時～正午 午後1時～2時
相談日	令和5年 4月 5日(水) 5月10日(水) 6月 5日(月) 7月 5日(水) 8月 2日(水) 9月 4日(月) 10月 4日(水) 11月 1日(水) 12月 6日(水) 令和6年 1月10日(水) 2月 7日(水) 3月 6日(水)	令和5年 4月 6日(木) 5月11日(木) 6月 6日(火) 7月 6日(木) 8月 3日(木) 9月 5日(火) 10月 5日(木) 11月 2日(木) 12月 7日(木) 令和6年 1月11日(木) 2月 8日(木) 3月 7日(木)	令和5年 6月15日(木) 9月13日(水)

◆電話・文章（メール・ファクス）相談

北海道交通事故相談所（道庁）へのご相談となります。

電 話：050-3533-4703

FAX：011-232-7452

メール：kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

※相談受付時間は、月～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）の
午前9時～午後4時30分（相談は午後5時まで）

【問い合わせ先】北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課 TEL 0158-41-0627

北見年金事務所出張相談所を開設します

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されます。年金相談は、会場における混雑を緩和し、お客さまの相談時間を十分に確保するため、完全予約制です。相談予約は、電話にてお申し込みください。

開設日	開設会場	開設時間
4月19日(水)	紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)	午後 1時～ 5時
4月20日(木)		午前 9時～午後2時30分
5月18日(木)	遠軽町保健福祉総合センター・げんき21 (遠軽町1条通北1丁目)	午前10時～午後4時
6月21日(水)	紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)	午後 1時～ 5時
6月22日(木)		午前 9時～午後2時30分

【電話予約申込先】北見年金事務所お客様相談室 TEL0157-25-8703

(自動音声案内、番号1→2を押してください)

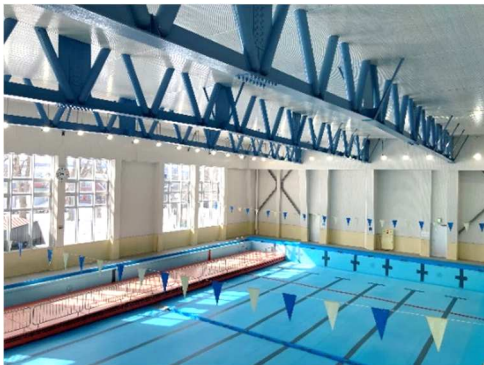
※相談日の1カ月前から受け付けしています。

※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

湧別プールにLED照明を整備しました

独立行政法人日本スポーツ振興センターの令和4年度スポーツ振興くじ助成金(地域スポーツ施設整備助成)を受け、湧別プールに「LED照明(42基)」を整備しました。

町民のスポーツ活動やスポーツ大会などで幅広く活用されるなど、地域住民のスポーツ活動の充実および地域のスポーツ振興に寄与します。



【使用料】大人1人につき夏期(5月1日～10月31日)100円。シーズン券や共通券でも利用できます。町内に居住する高校生以下は無料です。ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】教育委員会 社会教育課 社会教育G TEL5-3132

子育て支援センター4月の予定表を掲載します

(湧)健康こども課 子育て相談G 5-3765 湧別子育て支援センター 5-2432

子育て支援センターでは、親子が一緒に楽しく遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。就学前の乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できますので、ぜひ一度遊びに来てみてください。

日	育児学級など	湧別子育て支援センター開放
1(土)		午前9時～午後5時
2(日)	閉館	
3(月)		午前9時～午後5時
4(火)		午前9時～午後5時
5(水)		午前9時～午後5時
6(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
7(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
8(土)		午前9時～午後5時
9(日)	閉館	
10(月)	★育児学級びよびよ(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
11(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) リーディング倶楽部たんぼぼ 読み聞かせ会 午前11時～11時15分	午後1時～5時
12(水)		午前9時～午後5時
13(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
14(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
15(土)		午前9時～午後5時
16(日)	閉館	
17(月)	乳幼児相談(湧別子育て支援センター) ※申し込み必要 午前10時～正午	午後1時～5時
18(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
19(水)		午前9時～午後5時
20(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
21(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
22(土)		午前9時～午後5時
23(日)	閉館	
24(月)	★育児学級びよびよ(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
25(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
26(水)		午前9時～午後5時
27(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
28(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
29(土)	閉館(昭和の日)	
30(日)	閉館	

※町内に実家があり、里帰り出産などで帰省されている方であっても、お申し込みいただければ利用できます。職員にお声がけください。

※湧別子育て支援センター開放は、親子で一緒に遊んだり絵本を読んだり、自由に過ごせます。

★育児学級は、事前登録制です。妊婦の方も対象です。湧別子育て支援センターへ直接またはファクス(FAX 5-2237)にてお申し込みください。いつでも受け付けています。

水道・下水道料金に係る高齢者料金適用の申請はお済みですか

㊦水道課 上下水道G 2-5867

水道・下水道料金には用途別に料金が設定されており、下記の基準を満たす方は「高齢者用」料金に該当し使用料が割安になります。

令和5年度より新たに「高齢者用」料金が適用となる方には個別にご案内していますが、世帯の異動によって基準を満たした方や、すでに65歳以上で基準を満たしているが申請をしていない方は、申請をお願いします。

- 【基準】 ●毎年4月1日を基準日とし、65歳以上の単身者または世帯主が65歳以上の夫婦世帯であること（年度の途中で65歳に達した方は翌年度からの適用となります）。
- その月の水道使用量が5㎡以下であること（料金は5月分から適用されます）。
- ※5㎡を超えた場合は、通常の「家事用」料金が適用されます。

【申請場所】 ㊦水道課、㊧福祉課、中湧別出張所

【その他】 申請の時期によっては適用が翌月からとなる場合があります。

チューリップ生きがい大学の学生を募集します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

シニア世代のセカンドライフを楽しむ場である「チューリップ生きがい大学」では、令和5年度の学生を次のとおり募集します。仲間づくりや健康維持、さらには皆さんの豊かな経験や知識を深める学びの場として、一緒に活動してみませんか。

【入学対象】 町内にお住まいのおおむね60歳以上の方

【会場】 文化センターさざ波（会場までの送迎バスがあります。）
その他、町外での日帰り研修や宿泊研修も予定しています。

【会費】 年額2,000円を開講式でお支払いください。

【主な内容】 ●講演会、日帰り研修、クラブ活動発表の会など、月1回程度の学習会
●希望者はクラブ（合唱・カラオケ・大正琴・リズムダンス・書道・健康運動）に加入して活動することができます（社交ダンスは休部中）。

【申込方法】 4月4日（火）までに教育委員会社会教育課へ電話でお申し込みください。
なお、年度途中でも入学できます。

【開講式】 4月18日（火）午前10時から文化センターさざ波大ホールで行います。
申し込み受付後、改めてご案内の文書を送付します。

